

デジタル証券（セキュリティトークン）発行支援事業補助金 よくある質問 Q&A

【補助対象事業者・補助対象事業について】

Q1 交付決定前に開始した事業は補助対象とならないのか。

A1 交付決定前に開始した事業は補助対象となりません。
契約や支払いを含め、補助対象事業は、必ず交付決定後に開始するようにしてください。

Q2 補助対象事業者の「セキュリティトークンを発行する事業者」とは誰か。

A2 例えば、社債の発行体、受益証券発行信託の委託者などを想定しておりますが、様々なスキームでの発行が考えられるため、具体的には個別案件ごとに実態に即して判断いたします。

Q3 交付決定後、発行が延期となった場合、補助対象となるか。

A3 変更内容について都に報告を行い、必要に応じて、変更承認申請書（第7号様式）を提出してください。変更内容が承認された場合、補助対象となります。

【補助対象経費・補助金額について】

Q4 補助対象経費のうち、プラットフォーム利用料について、月額払いの契約になるが、補助対象となるのか。

A4 令和6年3月31日までにお支払いされたものは対象となりますが、令和6年4月1日以降にお支払いされたものは対象外となります。

Q5 補助額の計算について、千円未満の端数を切り捨てるのは、経費区分ごとに切り捨てるのか、合計額を切り捨てるのか、どちらか。

A5 経費区分ごとに切り捨ててください。

（例）

補助対象経費

(1) プラットフォーム利用料：1,001,000 円

(2) 専門家等への相談経費：1,001,000 円

合計：2,002,000 円

補助金申請額（経費区分ごとに補助率（2分の1）を乗じ、千円未満の端数を切り捨て）

(1) プラットフォーム利用料：500,000 円

(2) 専門家等への相談経費 : 500,000 円
合計 : 1,000,000 円

Q6 「スタートアップ」の定義について、「大企業が実質的に経営に参画している場合」とはどのような場合か。

A6 「大企業」は、中小企業基本法における「中小企業者」よりも規模の大きい企業を指します。また、「実質的に経営に参画している場合」とは、例えば、大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合、大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合、役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合など、いわゆる「みなし大企業」と言われるような、大企業が実質的に経営を支配している場合を想定しています。

Q7 本補助金の募集要領において、「4 補助金額」や「7(2)③ その他」に記載のある「実質的な発行者等」とは何か。

A7 例えば、受益証券発行信託におけるオリジネーターが同一である場合など、形式上は発行者が異なる場合でも、セキュリティトークンの発行を企画・指図している事業者が同じである場合等を想定しておりますが、様々なスキームでの発行が考えられるため、具体的には個別案件ごとに実態に即して判断いたします。